

社会福祉法人基山町社会福祉協議会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人基山町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員 定款第16条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 評議員 定款第5条に定める評議員をいう。
- (3) 報酬等 報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬は、定款第8条及び第22条に定めるとおり無報酬とする。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の35に定める報酬等の基準とし、同法の規定に基づき公表するものとする。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(細則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。